

平成26年 4月 1日

治験・臨床研究・製造販売後調査
契約各社代表者 殿

長野県松本市旭3丁目1番1号
分任契約担当役
信州大学医学部附属病院長
本郷 一博

消費税率の引き上げに伴う受託研究費の取り扱いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成26年4月1日より消費税率及び地方消費税率が8%への引上げに伴い、現在5%の消費税率にて算定をしております受託研究費に関しまして、8%の消費税率での算定として取り扱いをして頂きたいお願い申し上げます。

なお、経過措置を適用とし、平成25年9月30日以前に締結をしている契約については消費税率5%のままとし、平成25年10月1日以降に締結をしている契約については消費税率8%として対応をさせていただきます。

ご理解とご協力のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白